

平成30年度施政方針

再生から発展へ～新たな魅力と活力あるまちの創造を目指して～

「施政方針」は、市長が市政運営についての基本的な考え方や重点的に取り組む施策などを市民の皆さんにお示しするものです。

平成30年度は、石巻市震災復興基本計画10年間の8年目となり、再生期から発展期へと移行する重要な年となります。本市が、人口減少社会にあっても持続可能なまちとして発展していくためには、更なる地域の価値を高め、新たな魅力と活力あるまちを創造していくことが必要であり、復興事業の加速化と地方創生への取り組みが不可欠であると考えております。

新たな魅力と活力あるまちの創造を目指し、5つの重点施策を軸に復興事業の更なる加速化および地方創生の推進を図ります。 〇 復興政策課（内線4212）

1 安心して暮らせるまちづくり

被災された方々の生活基盤である、「住まいの再建」につきましては、既成市街地の土地区画整理事業による早期の宅地供給を目指し、快適な市街地の形成を図るとともに、本年度中に全ての復興公営住宅の整備を完了し、応急仮設住宅の解消に向けて取り組んでまいります。また、さまざまな理由により、在宅での生活を余儀なくされている方々に対する支援のほか、復興公営住宅に入居されている方々の生活の安定を図るための継続した支援を行い、一日も早い自立に向けた取り組みを行ってまいります。

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、「コンパクトなまちづくり」を推進してまいります。

未曾有の震災を経験した本市では、さまざまな苦難を貴重な教訓に変え、市民の生命と財産を守る、「災害に強いまちづくり」を進めることが重要であります。災害からまちを守り、防災・減災に対応するインフラ整備を加速させるとともに、平時から災害に対する心構えと、緊急時における効果的な初動活動を展開するため、自助、共助、公助に基づく「防災体制強化の推進」を図ってまいります。

さらに、地域の実情や、あらゆる災害に応じた児童・生徒の災害対応力の育成を図るほか、児童・生徒が自らの判断で適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練を通じて、主体的に行動する能力を育成してまいります。

2 産業振興と人づくり

本市の復興を成し遂げ、未来を見据えた持続発展可能なまちづくりを進めるためには、産業の再生が最も重要であります。そのためには、「産業基盤の強化」が重要であり、企業の再生等のための産業集積ゾーンの形成を図るほか、半島沿岸部において、生業の再生に必要な基盤整備を加速させてまいります。

また、本市の基幹産業のひとつである水産業については、震災により失われた販路を回復させるとともに、養殖業の育成強化を図るほか、農業については、高齢化等により農業構造が変化しているため、コストの削減により、生産性を高め競争力を強化してまいります。

さらに、地域資源を活用した特産化の研究等に取り組む地域の活性化を図ってまいります。

市民の生活再建には、雇用の場の確保が不可欠であり、「企業の立地による雇用拡大」が重要であります。民間企業において、幅広い工業用途に活用できる新素材の量産設備が稼働したことから、原材料生産地という地の利を活かし、関連産業や周辺産業の誘致、活用可能な地元企業の掘り起こしなどを進めるほか、創業者に対する支援を積極的に行い、民間活力を生かした地域経済の活性化に取り組み、雇用の拡大を図ってまいります。

また、地域経済を持続的に発展させていく上では、「産業を担う人材育成」が重要であることから、チャレンジする新たな人材を発掘し支援するほか、地域伝統産業における後継者育成および技術の伝承に対する支援を行ってまいります。

農業・漁業につきましては、担い手が減少し、高齢化が深刻な状況であり、持続可能な経営体制を維持するためには、「農業・漁業の担い手の育成」が急務となっております。まずは、農業・漁業の魅力を発信するとともに、移住者等を積極的に受け入れ、新たな担い手育成に対する支援を実施してまいります。

魅力と活力ある地域として発展するためには、賑わいの創出が必要であり、「観光産業の振興」が重要であります。石巻圏観光推進機構による効果的なプロモーション等の実施により、本市はもとより、石巻圏への誘客および地域の活性化に取り組んでまいります。

また、中心市街地においては、市街地再開発や川とまちをつなぐ新たな空間の創出により、徐々に賑わいを取り戻しているところであり、更なる活性化を図るとともに、市民や観光客が集える憩いの場の整備を加速させるほか、半島沿岸部においては、賑わいの再生と活性化を図るため各拠点エリアの整備を加速させてまいります。

3 子育てしやすい環境づくり

本市は、震災以降、これまでにない逼迫した人口減少問題に直面しており、持続的に取り組まなければならない課題であります。その要因の一つである、少子化に対応するためには、切れ目ない支援が重要であることから、若い方々に、このまちに魅力を感じ、住み続けたいと思っていただくためにも、「子育て世代の負担軽減」は重要であり、医療費や教育費の経済的負担の軽減のほか、子育てに不安や悩みを持つ方々に対する精神的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長

を育んでまいります。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、必要な支援を検討してまいります。

子育て世代が安心して働いていただくためには、「子育て施設の充実」が重要であり、保育施設の整備のほか、待機児童の解消や潜在保育士の掘り起こしをはじめ保育人材の確保に努めてまいります。

また、若い方々の人口流出防止や少子化対策の一環として、独身男女の「出会いの場の創出」に取り組んでまいります。

児童・生徒が安心して教育を受け、有能な人材を育成するためには、「教育環境の充実」が重要であり、通常の学級に在籍する、支援の必要な児童・生徒への個別支援と学級全体の指導の充実を図るほか、読書を通じて、児童・生徒の豊かな人間性を形成するとともに、学校生活における心の安定に向けた取り組みを進めてまいります。

4 市民の健康づくり

市民が生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を過ごすためには、「健康寿命の延伸」が重要であり、がんや生活習慣病の早期発見や重症化予防に取り組み、一人一人の健康づくりをみんなで支えるまちづくりを推進してまいります。

また、生涯を通じて自分にあった健康づくりには、「こころと体の健康増進」に取り組むことが重要であることから、食育、身体活動・運動、こころの健康など、地域全体で協働した事業を展開してまいります。

市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、「医療体制の充実」が重要であることから、市立病院が地域の医療機関との機能分化・連携強化を図り、地域における切れ目のない医療提供体制を充実させるとともに、民間医療機関との連携による障害児・者に対する体制も充実させてまいります。

市民一人一人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるようにしていくためには、「地域包括ケアの推進」が重要であることから、医療・介護の役割分担と連携をより一層推進し、本人の希望する場所で、その状態に応じた医療・介護が受けられる体制や、看取りを含めた在宅医療の充実を図るため、関係者間の円滑な情報共有と対応を推進してまいります。

また、高齢者のみならず、障害者や児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指して、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

さらに、国の報告によれば、2025年には、高齢者の約5人に1人が認知症の発症が見込まれることから、認知症への理解を深めるとともに、徘徊高齢者に対するネットワークの充実を図ってまいります。

5 絆と協働の共鳴社会づくり

震災からの一日も早い復興を成し遂げ、新しい石巻を創出するためには、インフラ整備のみならず、「コミュニティ形成と人材育成」を進めていくことが重要であることから、地域に根ざしたコミュニティの復興を進め、住民自治組織の強化、再生および構築を支援するとともに、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行ってまいります。

本市の持続的な発展のためには、人口流出を抑え、市外から人を呼び込む「定住・移住の促進」が重要であり、さまざまな機会を捉え、情報の発信や収集および分析を行うとともに、市外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行っていただきながら、定住・定着を促進してまいります。

賑わいを取り戻していくためには、人が人を呼び込む好循環の確立が必要であり、そのためには、「交流人口の拡大」が重要であることから、石巻圏観光推進機構による誘客を促進し、川や水辺を活かしたまちづくりを推進するとともに、本年度は、インバウンド元年として、大型客船の寄港等に伴う外国人観光客に対し、本市の新たな魅力を情報発信できる環境を整えてまいります。

さらに、スポーツを活かしたまちづくりを推進するため、楽天イーグルスやベガルタ仙台のプロスポーツチームとともに各種イベントや健康増進プログラムを実施するほか、ラグビーワールドカップ2019出場国のキャンプ地誘致および2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る市民の機運醸成を図ってまいります。

東日本大震災の最大の被災地である本市では、震災の事実と教訓を、世代や地域を越えてすべての人々へ伝え続けていく「震災の伝承」が責務であることから、遺構の保存や追悼する場の整備を進めるとともに、震災の教訓を伝承する推進体制の構築に取り組んでまいります。

就学援助制度

経済的な理由から小中学校に子どもを就学させることが困難と認められる保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象

- ① 保護者の世帯全体が次のいずれかに該当し、経済的な援助を必要としている世帯
- ② 生活保護を停止または廃止された
- ③ 市民税が非課税または減免されている
- ④ 固定資産税や個人事業税が減免されている
- ⑤ 国民年金の保険料の減免を受けている
- ⑥ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている
- ⑧ 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ⑨ 世帯員全員の合計収入が著しく低いなどの事情がある

- ・ 東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する経済的な援助を必要としている世帯
- ① 家屋が半壊以上の被害を受けた
- ② 原子力発電所の事故から避難してきた
- ③ 解雇などにより著しく収入が減っている

※ 詳しくは問い合わせください。

各小・中学校
市教育総務課

（内線5017）

行政
情報

行政情報

事業所新設などで 電気料金を補助します

昨年4月1日以降、市内に事業所などを新設または増設したことで電力会社との契約電力が増加し、かつ雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加した場合、電気料金の一部を補助します(原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業、通称F補助金)。

平成29年10月1日〜平成30年3月31日の支払い分

対象区域

旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町

申込期間

4月上旬〜中旬

※業種などの要件がありますので、詳しくは問い合わせください。

● 補助金額 最大30万円

市の組織機構改革

復旧・復興の進捗や新たな行政課題に対応するため、4月1日付で組織の見直しを行います。
新たに、一般廃棄物最終処分場の建設やニホンジカによる農林業への被害対策のほか、スポーツ交流推進を図る組織を設置します。
また、道路や橋りょうなどの整備の推進や復興事業の進捗に合わせた関連部署の再編を行います。

【新設した部署】

部 名	新課(室)名
復興政策部	スポーツ交流推進室
生活環境部	最終処分場建設推進室
産 業 部	ニホンジカ対策室

【再編(統廃合)した部署】

部 名	新課(室)名	旧課(室)名
復興事業部	市街地整備課	市街地再開発整備課
		区画整理第1課
	集団移転推進課	集団移転推進課
建設部	道路第1課	用地管理課
	道路第2課	道路課
教育委員会	学校管理課	学校管理課
		学校施設整備室

【名称変更した部署】

部 名	新課(室)名	旧課(室)名
復興事業部	区画整理課	区画整理第2課

● 行政経営課(内線5212)

保育士になる 方を応援します

対象施設(私立認可保育施設)に保育士として新たに勤務する方へ補助金を交付します。

対象 4月1日(日)〜平成31年1月31日までに対象施設に就職し、同一施設に2年以上継続して勤務する方など一定の要件がありますので、窓口で配布する案内要項またはホームページをご覧ください。

● 補助金額 最大30万円

● 就労支援金

● 資格取得支援金 最大10万円

● 申込方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて持参または郵送してください。

● 申込期限 勤務開始月の翌月末日

● 申請期間 勤務開始月の翌月末日

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

● 市産業推進課(内線3544)

奨学金の返還を 助成します

対象 次の要件を全て満たす方
● 市内に住所があり、申請年度の3月31日まで継続して居住する方
● 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
● 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を有する方

● 平成28年4月1日以降に市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内の事業所で保有資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の3月31日まで継続して当該事業所に勤務する方(国および地方公共団体の職員を除く)

● 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、または申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方

● 奨学金の返還に滞納がない方

● 市税の滞納がない方

● 暴力団員などでない方

● 対象となる奨学金
● 日本学生支援機構奨学金
● 石巻市奨学金
● その他市長が認める奨学金

● 助成金額 申請年度内の奨学金返還額(上限20万円)

● ※市内居住期間または市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。

● 助成期間 最長3年間

● 申込方法 事前に電話で相談の上、申請書に必要書類を添えて持参するか郵送してください。

● 申込期間 4月2日(月)〜27日(金)

● ※詳しくは、問い合わせまたはホームページをご覧ください。

● 市産業推進課(内線2528)

● 市産業推進課(内線2528)

● 市産業推進課(内線2528)

● 市産業推進課(内線2528)

● 市産業推進課(内線2528)

● 市産業推進課(内線2528)

今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、12月から3月までの4カ月分を4月11日(水)に指定の口座へ振り込みます。

国の制度改正に基づき、次のとおり改正しました。

		平成30年3月分まで		4月以降	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
本体額	全部支給	42,290円	42,500円	42,290円	42,500円
	一部支給	42,280円〜9,980円の範囲で決定	42,490円〜10,030円の範囲で決定	42,280円〜9,980円の範囲で決定	42,490円〜10,030円の範囲で決定
第2子加算額	全部支給	9,990円	10,040円	9,990円	10,040円
	一部支給	9,980円〜5,000円の範囲で決定	10,030円〜5,020円の範囲で決定	9,980円〜5,000円の範囲で決定	10,030円〜5,020円の範囲で決定
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	6,020円	5,990円	6,020円
	一部支給	5,980円〜3,000円の範囲で決定	6,010円〜3,010円の範囲で決定	5,980円〜3,000円の範囲で決定	6,010円〜3,010円の範囲で決定

● 子育て支援課(内線2512・2513) 各総合支所保健福祉課

「地域づくり」コーディネーター事業の募集

住民自治組織の強化、再生・再構築を図るため、地域づくりを支援しようとする団体の事業に助成します。NPO団体などからの企画立案を募集し、審査を経て補助金を交付します。詳しくはホームページをご覧ください。

● 対象 住民自治組織の強化、再生・再構築を図るため、地域づくりを支援しようとする団体の事業に助成します。

● 申込方法 申請書に必要事項を記入の上、持参願います。

● 申込期間 随時

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

● 市産業推進課(内線4233)

浄化槽切り替え 助成事業補助金 が始まります

対象 次の条件を全て満たす方
● 公共下水道を使える地区で、現在浄化槽を使用している方
● 市内に所有する住宅を公共下水道に接続する方で、市税等滞納がない方
● 4月1日以降に排水設備

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

● 石巻広域消防本部総務課(内線957111)

設置確認申請をする方
● 申請期間 工事完了後30日以内
● 補助金額 最大10万円
● ※詳しくは、問い合わせください。

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

● 市産業推進課(内線5689)

空間放射線量 2月の測定結果

除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルト以下を目標と定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えないような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校(敷地)	0.04~0.08	2/1~2/26
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.04~0.07	2/1~2/27
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05~0.09	2/1~2/22
牡鹿地区集落	0.04~0.14	2/1~2/19

● 環境課(内線336)

● 環境課(内線336)

● 環境課(内線336)

● 環境課(内線336)

行政情報

法人市民税の申告と納付のお願い

市内に事務所や事業所がある法人（NPO法人や公益法人などを含む）は、利益の有無にかかわらず、法人市民税の申告、納付が必要です。税務署や県税事務所へ申告するときは、忘れずに市へも申告してください。

なお、収益事業を行わない公益法人などには、申請により減免制度が適用されますので、詳しくは問い合わせください。

介護保険制度が改正されます

主な改正内容

- ・要支援・要介護更新に係る認定有効期間の上限が2年から3年に延長されます。
- ・介護報酬が全体平均で、0.54%プラス改定されます。
- ・8月施行
 - ・高額医療合算介護予防サービス費が見直しされます。
 - ・負担割合が1割のみの世帯に係る高額介護サービス費について、3年間の時限措置として年間上限額が設定されます。
 - ・第1号被保険者のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割になります（上限4万4,400円）。
- ・介護保険課

介護保険料(仮算定)納入通知書をお届けします

平成30年4月1日現在の世帯の状況、平成28年分の所得（平成29年分の所得が未確定のため）などに基づき、介護保険料を計算（仮算定）し、4月中旬に平成30年度納入通知書を郵送します。

※年金から天引きされている方を除きます。

介護保険料基準額が改正されます

平成30年度から平成32年度までにおける介護保険料の基準額（第5段階）は次のとおりとなります。

現行 5,200円
改正 5,900円

固定資産税・都市計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧

市内に資産（土地・家屋・償却資産）を所有する本人や同居する家族は、4月2日（月）から所有する資産の課税標準額等を閲覧することができます。

また、納税者の方は、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を4月2日（月）～5月31日（木）までの縦覧期間内に縦覧することができます。自分の資産と比較することで、評価の適正性を確認することができます。

定賦課は、7月中旬に郵送します。

また、4月1日以後に加入の届け出をした方には、4月に納税通知書の発送はありません。

※納税通知書が届かない場合は、問い合わせください。

道路の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を4月2日（月）から窓口で閲覧できます。資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することもできます。

縦覧期間中に平成30年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料

縦覧帳簿による縦覧 無料

※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です。（同居家族の場合、委任状は不要です。法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です）

証明書の交付時期
平成30年度分の評価証明書は4月2日（月）から、公課証明書は5月1日（火）から交付します。（本庁の交付は市民税課で行います）

国民健康保険加入の皆さんへ簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険料が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

- ① 平成29年中に収入のなかった方（平成29年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む）
 - ② 平成29年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です）
 - ③ 平成29年中に扶養、送り、退職金・預貯金で生活していた方など
- ※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませている場合は必要ありません。
- ※国保加入世帯の中に①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険料の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

国民健康保険の納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成30年度納税通知書（第1期～第3期の暫定賦課）を郵送します。

仮算定額については、平成29年度の保険料を基に算定しています。なお、平成29年中の所得金額に基づき計算される保険料の納税通知書（第4期～第10期の確定賦課）は、7月中旬に郵送します。

国民健康保険加入の皆さんへ簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険料が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

- ① 平成29年中に収入のなかった方（平成29年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む）
 - ② 平成29年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です）
 - ③ 平成29年中に扶養、送り、退職金・預貯金で生活していた方など
- ※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分（国保に加入していない世帯主も含む）の申告を済ませている場合は必要ありません。
- ※国保加入世帯の中に①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険料の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

- 課税台帳の閲覧 1件につき300円
- 縦覧期間中に平成30年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料
- 縦覧帳簿による縦覧 無料
- 縦覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です。（同居家族の場合、委任状は不要です。法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です）
- 証明書の交付時期
平成30年度分の評価証明書は4月2日（月）から、公課証明書は5月1日（火）から交付します。（本庁の交付は市民税課で行います）
- 資産税課（内線3117・3119・3124）
- 国民健康保険課（内線2337～2339・2342）
- 各総合支所市民生活課

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!! 4月6日(金)から狂犬病予防注射(集合注射)が始まります!

登録している方には、3月下旬に実施通知(ハガキ)を郵送していますので、通知持参の上、お近くの会場においでください。(登録しているのに実施通知が届かなかった方は、お問い合わせください)また、新たに犬を飼われた方、まだ登録をしていない方でも、会場で登録して同時に注射ができますので、必ず登録し注射をしてください。なお、集合注射で注射を受けることができるのは、「石巻市」に登録のある犬に限ります。他市町村から転入・譲渡され手続きがまだの方は、登録事項変更届が必要となりますので、必ず集合注射前に手続きをお願いします。

※期間中に登録または注射を受けることができない方は、個別に動物病院などで必ず行ってください。その際は、登録料・注射料のほかに診察料などが加算されます。また、犬の体調が不安定な場合は、獣医師と相談の上、注射してください。

集合注射料金 3,100円

(内訳 注射料2,550円、注射済票交付手数料550円)
※未登録の方 注射料金3,100円のほかに、登録料3,000円が加算されます。

● 環境課(内線3363・3364)・各総合支所市民生活課



日程	地区	受付会場	時間
6日(金)	稲井(一部)住吉山下	南境生活センター	9:00~ 9:25
		仮設大橋団地駐車場(消防本部側)	9:40~10:20
		北上公園(中里)	10:35~11:15
7日(土)	休日対応日	県石巻合同庁舎(蛇田字新沼田)駐車場	13:30~15:00
9日(月)	蛇田	新下前沼公園	9:00~ 9:15
		高玉神社	9:30~10:15
		向陽地区コミュニティセンター	10:30~11:00
10日(火)	稲井	裏区会館	11:15~11:30
		のぞみ野中央公園(新立野1号公園)	11:45~12:00
		裏沢田集会所	9:00~ 9:15
11日(水)	中央山下釜大街道	井内東部ふれあい会館	9:30~10:00
		八津会館	10:15~10:30
		吉祥寺駐車場	10:45~11:00
12日(木)	湊渡波	内原集落センター	11:15~11:30
		旧寿楽荘前駐車場	8:50~ 9:05
		山下屋内運動場専用駐車場	9:30~10:15
13日(金)	渡波	五番谷地公園	10:25~10:40
		三ツ股三角ちびっこ広場	10:55~11:10
		青葉神社	11:20~12:00
15日(日)	休日対応日	不動町集会所	9:00~ 9:45
		一皇子神社	10:00~10:15
		鹿妻東公園	10:30~10:50
17日(火)	大谷地	渡波公民館駐車場	11:10~12:00
		根岸会館	9:00~ 9:25
		黄金浜会館	9:40~10:20
17日(火)	二俣	祝田(石巻市消防団第9分団前)	10:40~11:00
		うしお荘	11:15~12:00
		大森公民館前	8:45~ 9:00
17日(火)	大谷地	東福田農事集会所前	9:05~ 9:20
		北境老人憩の家前	9:25~ 9:35
		沢田老人憩の家前	9:45~10:00
17日(火)	大谷地	仮設河北三反走団地	10:05~10:15
		鶴家公民館前	10:20~10:35
		五十五人生活センター前	10:40~10:50
17日(火)	大谷地	本地老人憩の家前	11:00~11:15

日程	地区	受付会場	時間
17日(火)	大谷地	大吉野福祉センター前	11:20~11:35
		後谷地老人憩の家前	11:40~11:55
		中野林業センター前	8:45~ 9:00
18日(水)	飯野川	馬鞍老人憩の家前	9:05~ 9:20
		血貝老人憩の家前	9:25~ 9:40
		中島生活センター前	9:45~10:00
18日(水)	大谷地	JAいしのみき相野谷低温倉庫前	10:05~10:20
		河北総合支所駐車場	10:25~11:00
		川の上構造改善センター前	11:05~11:20
19日(木)	大川	仮設追波川多目的団地	11:25~11:35
		大須集会所	8:40~ 8:50
		情報交流館雄勝館前	9:20~ 9:30
19日(木)	二俣	入釜合生活センター前	9:40~ 9:50
		原生活センター前	10:00~10:15
		谷地公民館前	10:20~10:35
24日(火)	鹿又	福地林業者生活改善センター前	10:45~11:00
		三輪田中区公民館前	11:10~11:25
		辻堂生活センター前	11:35~11:50
24日(火)	鹿又	中山会館	9:00~ 9:10
		上谷地親交会館	9:15~ 9:25
		谷地中老人憩の家	9:35~ 9:45
24日(火)	鹿又	三軒谷地老人憩の家	9:55~10:05
		曾波神多目的研修センター	10:15~10:25
		本町コミュニティセンター	10:35~10:50
24日(火)	鹿又	道の生活センター	11:00~11:15
		鹿又農業研修センター	11:25~11:40
		梅木ふれあいセンター	11:50~12:00
25日(水)	須江広洲	糠塚生活センター	9:00~ 9:10
		須江農村定住センター	9:20~ 9:35
		しらさぎ台コミュニティセンター	9:45~10:05
25日(水)	須江広洲	山根中埠転作推進集落センター	10:15~10:30
		柏木ふれあいセンター	10:40~10:55
		広洲町下コミュニティセンター	11:05~11:20
25日(水)	須江広洲	広洲農業担い手センター	11:30~11:45
		中沢公会堂	9:00~ 9:10
		朝日会館	9:20~ 9:30

日程	地区	受付会場	時間
26日(木)	北村広洲	大番所生活改善センター	9:40~ 9:50
		青木多目的研修センター	10:00~10:15
		新田公会堂	10:25~10:40
26日(木)	和刈前谷地	北村農村交流センター	10:50~11:05
		小崎生活センター	11:15~11:25
		箱清水老人憩の家	11:35~11:45
27日(金)	和刈前谷地	笈入あすなろ館	9:00~ 9:15
		和刈地区コミュニティセンター	9:25~ 9:40
		和刈山根ふれあいセンター	9:50~10:00
27日(金)	和刈前谷地	山崎公益堂	10:10~10:20
		定川会館	10:30~10:45
		根方公益堂	10:55~11:10
25日(水)	太田	河南総合支所	11:20~12:00
		桃生文化交流会館駐車場	9:00~ 9:30
		JAせれも二ホール桃生構内(櫻崎)	9:45~10:05
25日(水)	永井・倉坪・牛田・深山	永井いきいき交流センター	10:20~10:50
		寺崎	11:05~11:30
		高須賀	9:00~ 9:20
26日(木)	新田	神取いきいき交流センター	9:30~10:00
		新田二部落集落センター	10:10~10:25
		桃生総合支所西側駐車場	10:40~11:30
17日(火)	長尾	橋浦本郷・行人前	9:00~ 9:15
		橋浦本地	9:25~ 9:40
		長尾生活センター	9:45~10:00
17日(火)	吉浜	中原地区チェーン着脱所	10:05~10:20
		吉浜公民館前	10:30~10:40
		相川	11:00~11:15
18日(水)	十八成	大指林業センター前	11:00~11:15
		くぐり会館前	9:30~ 9:40
		大原・小沢・給分・小網倉	10:00~10:20
18日(水)	宮城	宮城県漁業協同組合表浜支所前	10:35~10:55
		宮城県漁業協同組合谷川支所前	11:15~11:30
		宮城県漁業協同組合寄磯前網支所前	11:15~11:30
19日(木)	網地	仮設茨浜支所前	9:45~ 9:55
		旧杜鹿公民館駐車場	10:20~10:50
		網地島ライン発着所(長渡)	12:10~12:20
19日(木)	網地	網地島ライン発着所(網地)	12:35~12:45

※期間中はどの会場でも受け付けします。会場、時間を間違えないよう、よくご確認ください。
 ※会場にはたくさんのワンちゃんが集まります。首輪が抜けかないよう確認し、リードを必ず付けてください。また、フンの始末は飼い主が責任を持って行ってください。
 ※石巻地区の日程に「休日対応日」を設けています。どの地区の方でも受け付けることができますので、平日最寄り会場での接種が難しい方は、ご利用ください。
 ※「休日対応日」実施会場である県石巻合同庁舎が移転しました。新庁舎駐車場が会場になりますので、ご確認ください。

「JKビジネス」に 「注意を」

4月は「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防
止月間」です。

モデルやアイドルの勧誘
や高収入アルバイトの募集
などを装った手口によっ
て、性的な被害を受ける問
題が発生しています。年度
当初は、進学・就職などに
伴い生活環境が大きく変わ
り、若年層が性的な暴力の
被害などに遭う危険性が高
まることが予想されます。

このような被害に遭わな
いために、内閣府男女共同
参画局のホームページで相
談窓口も含めた情報サイト
が公開されています。

内閣府男女共同参画局
URL [http://www.g
ender.go.jp/](http://www.gender.go.jp/)
地域協働課
(内線4234)

介護予防サロン 活動へ助成します

集会所などを利用して、
高齢者などを対象に交流の
場を提供する個人や団体に
補助金を助成します。

地域介護予防活動支援事業
・対象 65歳以上の高齢者
など(月2回以上実施)
・助成金額 1回当たり1
000円(上限月額10、
000円)
000円)

通所型サービス支援事業
・対象 要支援者など(週
1回以上実施)
・助成金額 要支援者など
1人当たり1回1000

円(上限月額50、00
0円)

※それぞれ1回当たり2時
間程度、6カ月以上継続
で参加者が5人以上であ
ることが条件です。

※詳しくは、ホームページ
をご覧ください。

囲・圃

介護保険課

(内線2437)

各総合支所保健福祉課
各地域包括支援センター

ごみ出しルールを みんなで守ろう!!

各種店舗や会社・工場・
事務所などから出るごみ
は、集積所には出せません。
法令によって自ら処理する
ことが義務付けられている
ので、市の施設に搬入する
か、市の許可を持っている
収集運搬業者に処理を依頼
してください。産業廃棄物
の適正な処理をお願いしま
す。

圃 廃棄物対策課

(内線3375・337
6)

不法投棄は 許しません

不法投棄禁止違反は、5
年以下の懲役もしくは、1、
000万円(法人の場合は
3億円)以下の罰金、また
は併科に処せられます。

不法投棄に関する情報
は、近くの警察署または交
番・駐在所、または廃棄物
対策課へご連絡ください。
圃 廃棄物対策課

(内線3375・337
6)

市民相談センターから

《貸借トラブル》

春の転居シーズンを迎え
る中、敷金清算や修理代金
の負担をめぐるトラブルに
なることが多くあります。
不注意などで付けた傷や
汚れなどの費用は、原則借
り主負担です。しかし、通
常損耗や経年劣化について
は、貸主が補修することに
なっています。

入居時の設備機器の状態
が基準になるので、傷や汚
れの有無を書面や記録で残
して、管理業者に伝えるこ
とが大事です。お困りの際
には、一人で悩まずに当セ
ンターまでご相談くださ
い。

〈弁護士による無料法律相
談〉
日程などは「4月の相談
あんない」をご覧ください。
圃 市民相談センター
(内線2542)

少年センターから

第1回不審者対策学校区
パトロールを各小学校で実
施します。
児童の下校時刻に合わせて、
街頭などでの見守りを
お願いします。市民の皆さ
んのご協力をお願いします。
とき 4月19日(木)

重点地区 住吉小学校
※小学校の都合により変更
する場合がありますので、
詳しくは問い合わせ
ください。

圃 市民相談センター
(内線2533)

4月の相談あんない

行政

- 行政書士相談(要予約)
16日(月)午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B
圃・圃 宮城県行政書士会石巻支部 ☎95 - 3820
- 行政相談
4日(水)午前10時～午後3時 雄勝総合支所仮庁舎
4日(水)午前10時～正午 桃生総合支所2階会議室
11日(水)午後1時30分～3時30分 石巻中央公民館楽屋
20日(金)午前10時～午後3時 河北総合支所
- 県政に関する相談(県石巻合同庁舎1階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く)
☎95 - 1411(内線3040)

法律

- 弁護士による無料法律相談(市役所2階市民相談センター相談室)
10日(火) いしのみき法律事務所 前田弁護士
24日(火) 庄司・松浦法律事務所 松浦弁護士
午前10時30分～午後4時
※定員1日9人[先着] ※要予約 予約受付開始 2日(月)午前9時
圃・圃 市民相談センター(内線2532・2533)
- 仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12 - 18)
月～金曜日(祝日を除く)午後1時30分～4時30分
日曜日(祝日を除く)午前10時30分～午後4時30分
圃・圃 仙台弁護士会法律相談センター ☎022 - 223 - 2383
午前10時～午後5時[先着] ※土日・祝日を除く
※当日の相談予約・キャンセルは直接、石巻法律相談センターへ
午前10時～午後3時 ☎23 - 5451
- 司法書士による無料法律相談会
(石巻司法書士相談センター 鑄銭場5 - 9)
毎週水・土曜日(祝日を除く)午後1時30分～4時30分
※司法書士が無料で相続登記・法律相談に応じます。予約優先。
圃・圃 石巻司法書士相談センター ☎96 - 3611
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

交通事故

- 県交通事故相談(県石巻合同庁舎1階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く)
☎95 - 1411(内線3040)
- 交通事故に伴う自動車保険請求相談(そんぼADRセンター東北)
午前9時15分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎0570 - 022808

子ども

- 18歳未満の子どもに関する相談 県東部児童相談所(県石巻合同庁舎)
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95 - 1121
- 子育てに関する相談 子育て支援センター(子育て支援課)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎24 - 6848

暮らし

- 無料人権相談(特設人権相談窓口)
4日(水)午前10時～午後3時 雄勝総合支所仮庁舎2階会議室
4日(水)午前10時～午後3時 桃生総合支所2階会議室
5日(木)午前10時～午後3時 牡鹿総合支所2階研修室
※仙台法務局石巻支局では、随時相談を受け付けています。
圃 仙台法務局石巻支局 ☎22 - 6188
- 年金受給に関する相談(石巻年金事務所 ☎22 - 5118)※要予約
・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長し
ます。(受付時間 午後6時まで)
・休日年金受給相談 14日(土)午前9時30分～午後4時(受付時間
午後3時まで)
- 農家相談(河北総合支所3階会議室)
16日(月) 受付時間 午後1時30分
詳しくは、事前に問い合わせください。
※農地法許可申請受付期間 4日(水)～9日(月)
圃 農業委員会事務局 ☎62 - 4826
- 県消費生活相談(県石巻合同庁舎1階県民サービスセンター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93 - 5700
- 市民生活相談(市役所2階・市民相談センター)
※時間はいずれも午前9時～午後5時
市民相談(内線2532) ※土日・祝日を除く
家庭児童相談(内線2534) ※月・火・木・金曜日
少年相談(内線2533) ※月・火・水・木曜日
消費生活相談(☎23 - 5040) ※土日・祝日を除く
- 虐待・DV相談(市役所2階・虐待防止センター)
午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日を除く
(内線2535・2538・2539・2543) 直通☎23 - 6614
※児童、高齢者、障害者の各種虐待相談およびDV相談
- 「よい歯デー」歯科健康テレホン相談
18日(水)午前10時～午後4時
☎022 - 265 - 1667 (宮城県保険医協会内)
※3日以内にお答えします。
圃・圃 宮城県保険医協会 ☎022 - 265 - 1667
圃 市健康推進課(内線2417)

介護

- 各地区包括支援センター ※()内は担当地区
中央(石巻・中央) ☎21 - 5171 河北(河北) ☎61 - 1252
稲井(稲井・住吉) ☎93 - 8166 雄勝(雄勝) ☎61 - 3732
蛇田(蛇田) ☎92 - 7355 河南(河南) ☎86 - 5501
山下(山下・釜・大街道) ☎96 - 2010 ものう(桃生) ☎76 - 5581
渡波(渡波・荻浜) ☎25 - 3771 北上(北上) ☎61 - 7023
湊(湊) ☎90 - 3146 牡鹿(牡鹿) ☎44 - 1652